

地域経済の活性化に関する提言

地域経済の活性化等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地域経済の活性化を図るため、経済成長の更なる推進と経済の好循環を促進すること。

また、地域経済を支える中小企業・小規模事業者等の経営基盤強化に向けた支援策を拡充するとともに、都市自治体が独自に実施する地域経済の振興策について財政措置を講じること。

2. 中小企業・小規模事業者等に対する支援

(1) 中小企業者・小規模事業者の円滑な資金調達を支援するため、セーフティネット保証制度の保証枠を十分に確保するとともに、認定基準の緩和や小口零細企業保証制度の対象要件の拡大など、金融支援制度を充実すること。

(2) 企業の有する技術・能力や地域資源を活用した取組に対し、人的・財政的支援を含む支援策を講じること。

(3) 技術継承や後継者育成などの課題を抱える伝統工芸品産業等については、将来にわたり事業を維持・発展させることができるよう、人材育成を含む総合的な支援策を講じること。

また、新たな地域経済の担い手を創出するため、女性や若者の起業に対し、支援策を拡充すること。

(4) 中小企業・小規模事業者にかかる外形標準課税の更なる拡大や適用対象法人のあり方等について、今後検討を行う際には、地域経済の影響も踏まえ、適切に配慮すること。

また、消費税増税の際には、景気対策等、中小企業・小規模事業者への影響を考慮した支援を行うこと。

3. 企業の地方移転を促進し地域経済の活性化を図るため、税制特例措置などの支援策を拡充するとともに、財政措置を講じること。

また、国内産業の流出を防止するため、資金・人材の確保等実効性のある対策を講じること。

4. PPP／PFI 事業の推進を図るとともに、必要な支援策や財政措置を講じること。

また、PPP／PFI 導入については、都市自治体の置かれている状況は多様であり、事業の規模や採算性がそれぞれ異なること、公共投資や公共施設等の性質からみてPPP／PFI に必ずしもなじまないものがあること等を踏まえ、都市自治体の自主性に委ねること。

5. 構造改革特区等において講じられた特例措置については、積極的に全国展開すること。

6. 自転車競技法、小型自動車競走法における競輪・オートレースの場外車券売場の設置許可の条件に、地元自治体及び議会の同意を必須条件とするよう法改正すること。

7. 東日本大震災関係

(1) 被災地域の賑わいを取り戻し、地域の再活性化を図るため、復興に向け都市自治体が独自に実施する取組について、必要な財政措置を講じること。

(2) 被災地域の経済の活性化を図るため、産業用地の整備等については、平成 28 年度以降も復興交付金の対象とするなど、支援策の拡充や財政措置を講じること。

また、復興特区支援利子補給金については、対象業種の拡充や対象要件を緩和するなど、被災地域の産業の復興・再生に必要な施策を充実すること。